

実習実施者各位（BCC 配信）

いつも大変お世話になっております。  
ISM 事業協同組合より緊急のお知らせです。

コロナ過において第3波が落ち着いてきて、そろそろ機構の  
実地検査が再開されると予想していましたが、この東海地方も  
第4波らしき状況になりつつあるときに、4月9日にISMの  
組合員である会社に午前から実地検査が行われました。

注意すべきは、コロナ禍の監査は必ず事前通知があると案内して  
いましたが、事前連絡がなく抜き打ちの検査でありました。

コロナ過のため、現場と寄宿舍のチェックはなかったようですが、  
たっぷり2時間滞在していたとのこと。帳票類が中心の監査です。  
鍵付きの個人保管庫の件は指摘を受け、早急に手配することに  
されたようですが、後日、機構から送られる指導書に、対策内容を  
記載して提出することになります。

機構名古屋事務所の指導課は複数の監査グループがあり、リーダ  
ーを中心としてグループによって多少の特色（方針）が違いますので  
一概にすべてが抜き打ちなのか事前通知で訪問日の調整をするか、  
実習生への聞き取りの有無、現場や寄宿舍の確認の有無も含めて  
監査グループによって違いがあると理解しておいた方が良く  
思いますし、いつ来られても良いようにご準備お願いいたします。

事務所での監査対応になると思いますが、事務所に入るために工場内を  
通らなければならないレイアウトの場合は、現場に目が行きますので  
日ごろから、実習生には玉掛並びに天井クレーンの操作は絶対に  
させないよう現場の責任者にお伝えください。  
もちろん特別教育、外部講習等受講済みの実習生は問題がありません。

機構の実地検査担当の中には労働基準監督署からの異動者がいますので、  
労働安全衛生に関しては厳しくチェックされるとお考え下さい。  
労働安全衛生義務違反で指摘されますと、改善報告を行っても対策日から  
3年間は優良要件で（-30点）となり、優良適合が非常に困難となります。

敷地内であってもフォークリフトを運転させてはいけませんので  
人手が足らなく忙しいときはついつい見逃しがちですが、事故が発生  
してからでは取り返しがつきませんので、改めて現場の実態のご確認を  
お願いいたします。